

在アトランタ日本国総領事館便り（2022年6月号）

◎今回のトピックは以下のとおりです。

- 1 【重要】「領事窓口時間の縮小・予約者のみによる申請受付の継続」のお知らせ
- 2 新型コロナウイルスに関する水際対策措置について
- 3 海外在留邦人等向けワクチン接種事業（於：成田空港・羽田空港）
- 4 在外選挙人名簿登録申請（来館が困難な方に対する特例措置等について）在外選挙人登録申請
- 5 犯罪等に関する注意喚起
- 6 在留届の内容の追加・変更等のお願い
- 7 当館ホームページをご活用ください。
- 8 休館日

1 【重要】「領事窓口時間の縮小・予約者のみによる申請受付の継続」のお知らせ
「窓口時間の縮小」並びに「予約者のみによる申請受付」を当面の間継続致します。
これらは、米国における新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、領事待合室におけるソーシャルディスタンスを確保し、感染予防を行うために実施しているものです。
また、現在予約が大変混み合っておりますので、希望日時に予約が取れない可能性がありますこと、ご承知おき願います。

【窓口時間縮小後の時間】

- 午前：09：00-12：00
- 午後：13：30-14：30 * 午後の申請の受付は原則行いません。

【来館に際しての注意事項】

- マスクの着用
* マスクは各自でご用意願います。
- 入口に設置のアルコール消毒液で手指の消毒
- 入口において検温を実施しています。発熱が確認された方は入館を原則お断りします。

【詳細は当館 HP でご確認願います】

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/MessageReTemporaryChangeofConsularService20200930.pdf>

2 新型コロナウイルスに関する水際対策措置の強化に係る措置について

6月1日以降の日本帰国・入国の際の水際措置はこちらをご確認ください。

（外務省）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3 海外在留邦人等向けワクチン接種事業（於：成田空港・羽田空港）
一時帰国の際にワクチン接種を希望する方はこちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

4 在外選挙人名簿登録申請（来館が困難な方に対する特例措置等について）在外選挙人登録申請

（１）当館では、本年４月１日から、在外選挙人名簿登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。

（２）本特例措置の御利用に当たり、事前に当館に提出する申請書類につきましては、これまでの郵送、託送に加え、電子メールの添付ファイルとしても送付できることとなりました（旅券の写し等の個人情報をメール送信することについては、漏えい等のリスクも踏まえて慎重に御検討いただき、御都合の良い送付方法を選択してください。なお、当館では、個人情報保護のため、受信した電子メール及びその添付ファイルは不要になった時点で適切に削除します。）。

（３）電子メールの添付ファイルとして提出された申請書等の記載内容や署名が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがありますので、あらかじめお含みおきください。

（４）御本人確認、住所確認等のために行うビデオ通話につきましては、Microsoft Teams、Cisco Webexに加え、ZOOMの利用が可能になりました。

（５）本件特例措置の詳細につきましては、こちら（当館ホームページ）を御覧ください。

<https://www.atlanta.us.emb->

[japan.go.jp/nihongo/PDF/%E5%9C%A8%E5%A4%96%E9%81%B8%E6%8C%99%E4%BA%BA%E7%99%BB%E9%8C%B2%E7%94%B3%E8%AB%8B202206.pdf](https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/%E5%9C%A8%E5%A4%96%E9%81%B8%E6%8C%99%E4%BA%BA%E7%99%BB%E9%8C%B2%E7%94%B3%E8%AB%8B202206.pdf)

（６）在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人名簿登録申請がお済みでない方は、今後の国政選挙に備えお早めに登録申請を行ってください。

在外選挙制度等の詳細につきましては、以下のホームページを御覧いただくか、当館までお問い合わせください。

外務省ホームページ「在外選挙」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

5 犯罪等に関する注意喚起

（１）車上荒らし、詐欺電話・テキスト・メール（特にソーシャル・セキュリティ・ナンバーを聞き出す詐欺電話等）等の一般犯罪が最近多発しており、在留邦人の方も被害に遭われておりますので、以下の点にご注意願います。

【車上荒らしへの対応】

■車の中に貴重品や鞆等を置いたままにしない。

■車から離れる際にはドアのロックを行ったかを必ず確認する。

■車は店舗やモールの入口付近の人の往来が多い場所に来るだけ駐車するようにする。

【詐欺電話・テキスト・メールへの対応】

■知らない電話番号・テキスト・メールには応答しないようにする。

【ソーシャル・セキュリティ・ナンバー（SSN）を聞き出す詐欺電話に応答してまった場合】

■SSNの公式サイトで「How to report fraud」としてホットラインの案内が掲載されていますので、ご利用されることをお勧めします。

<https://www.ssa.gov/antifraudfacts/>

（2）また、当館管轄地域内でモール、ガソリンスタンド、運転時のトラブル等による発砲事件、強盗事件等が発生しております。

特にガソリンスタンドでの強盗事件については、在留邦人の方が被害に遭われておりますので、以下の点についてご注意願います。

【注意する点】

■昼間でも事件は発生していますが、特に「日の出前の早朝」、「夕刻」、「夜間」にモールやガソリンスタンド等に行くことは避けようにする。

■給油の際には、ドアロックを必ず行い、車中に置いてある鞆等を盗まれないようにする。

■モール等では行かれる店舗を予め決めておき、出来るだけ長居をしないように努める。

■イヤホンを付けて音楽を聴きながらの移動は、周囲の音が聞こえず不審者が近付いても気が付くことができないため、大変危険なのでやめる。

【運転時】

■車に乗り込んだら、必ずドアロックをする。

■停車中は周囲に気を配る。窓を不用意に開けない。

■信号待ち等では可能な限り、物売りやホームレス等がいる車線付近への停車を避ける。

■信号待ち等をする時は、前方車両との車間距離を開けて逃げられるようにしておく。

（3）万が一犯罪に遭遇してしまった場合

■銃や刃物を突きつけられた場合、反撃のそぶりを見せれば攻撃される可能性が高くなるため、抵抗せず従うようにする。

■ひったくり等の被害に遭っても、相手や共犯者等に反撃される可能性があるため、むやみに犯人を追跡して取り戻そうとしない。

■クレジットカードやキャッシュカードを盗まれた場合は、速やかにクレジットカード会社や銀行に連絡し、支払い停止手続きをして、被害を最小限に抑えるようにする。

■警察に被害の届出をし、ケースナンバー（ポリス・レポート）を取得するようにする。

（4）当館管轄地域における、生活安全情報（安全の手引き、弁護士協会・警察・医療機関の連絡先、事件情報等）を以下の当館HPに掲載しています。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/bohan.html>

(5) 「海外安全虎の巻2022」は以下の URL からダウンロードできます。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

6 在留届の内容の追加・変更等のお願い

事故や災害等で被害が生じる恐れある場合や被害が生じた場合、当館から皆様の安否確認や状況確認、情報提供を行う際には在留届に記載頂いている情報に基づいて行っております。

つきましては、「住所」、「電話番号」、「携帯電話番号」、「Eメールアドレス」に変更が生じた方は速やかに以下の要領で変更手続きを行って頂きますようお願い致します。

(1) 引き続き当館管轄内にお住まいで「住所・電話番号・滞在期間等」に変更がある方

■インターネット（オンライン在留届（ORRネット））から在留届を提出された方

オンライン在留届 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>) での手続きをお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

■在留届用紙に記入して届け出られた方

「変更届」(以下の URL からダウンロードできます) をEメール (ryoji@aa.mofa.go.jp) で提出してください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/henko202010.pdf>

(2) 既に日本に「帰国」されている方、他の在外公館の管轄区域に「転出」された方

■インターネット（オンライン在留届（ORRネット））から在留届を提出された方

オンライン在留届 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>) での手続きをお願いします。

※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

■在留届用紙に記入して届け出られた方

「帰国・転出届」(以下の URL からダウンロードできます) をEメール (ryoji@aa.mofa.go.jp) で提出してください。

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/kikoku202010.pdf>

※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

7 当館ホームページをご活用ください。

(1) 当館ホームページでは、当館の活動や管轄地域等に関する最新情報をトップページに掲載しております。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(2) また、以下の各種申請についても当館ホームページで確認できます。

(ア) 日本国旅券（パスポート）に関する各種申請

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

※パスポートの郵送による仮申請について

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/enkakuchi.html

(イ) 各種証明の発給申請

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/shomeiindex.html

(ウ) 戸籍・国籍に関する届出（出生届、婚姻届、国籍喪失届等）

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kosekiindex.html

(エ) 在外選挙人登録・投票方法等

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zaisen.html

(オ) 日本国査証（VISA）の申請（英文）

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_en/visitingjapan.html

8 休館日

(1) 6月20日（月） JUNETEENTH DAY（米国の休日（振替））

(2) 2022年の休館日は以下でご確認ください。

https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/holidays.html

※このメールは、当館が管轄するジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、アラバマ州の在留邦人の皆様にお知らせすべき情報を在留届に登録されているメールアドレスに配信しています。

在アトランタ日本国総領事館領事班

Phipps Tower Suite 850

3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326

電話：(404)240-4300（代表）

FAX：+1-404-240-4311

メール：ryoji@aa.mofa.go.jp